

# 税の申告が始まります 提出書類の準備を忘れずに

間もなく町県民税兼国民健康保険税申告及び所得税確定申告の時期を迎えます。申告の際は、収入や経費、各種控除の確認をするため、源泉徴収票や領収書などの書類が必要です。また、本人および扶養控除対象者のマイナンバーの確認を行いますので、事前に必要な書類をご確認ください。

◆お問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線111、112）へ。

## ◎今年度の主な改正点

### ・医療費控除について

医療費控除とは自分や家族のために支払った医療費のうち、一定額を所得金額から控除できる制度です。

今までの申告では医療費控除を受ける際に医療費の領収書の添付が必要でしたが、ことしから、申告者が事前に「医療費控除の明細書」を作成し、それを添付することにより、領収書の添付が不要となります。ただし、控除にかかる領収書は5年間保存する必要があります。医療費控除の明細書の用紙は1月中旬頃に送付する申告案内文書に同封するほか、町ホームページから印刷することができますのでご利用ください。明細書の作成に当たり、公費負担医療費対象の方（特定疾患、育成医療費等に該当している方）で、領収書

の確認だけでは自己負担額が分からない方は、各医療保険者へお問い合わせください。

なお、医療保険者から交付を受けた「医療費のお知らせ」を添付することで明細書の記入を一部省略することが可能ですが、町が発行する「国民健康保険医療費についてのお知らせ」は被保険者が支払った医療費の金額が確認できないため使用することができませんのでご注意ください。

また、平成31年分の申告までは経過措置として、今までどおり医療費の領収書の添付により控除を受けることができますので、領収書の合計金額を計算の上お持ちください。

・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

自分や家族のために購入した

「特定一般用医薬品」の購入費用が1万2千円を超える場合、超えた部分の金額を所得金額から控除する特例が新設されました。控除を受ける方が、健康の維持増進および疾病予防のための取り組みを行っていることが要件となります。

「特定一般用医薬品」とは、医師によって処方される医薬品から、ドラッグストアなどで購入できる医薬品に転用されたものをいいます。該当する医薬品のパッケージなどに「セルフメディケーション税控除対象」などのマークが表示されています。また、対象品目は厚生労働省のホームページで確認することができます。

この控除を受ける場合は、対象医薬品を購入したことがわかるレシートおよび、29年中に特定健康診査（メタボ検診）、予防接種、定期健康診断（事業主検診）、がん検診等を行ったことが分かるもの（検診結果通知表の写しや領収書など）の提出が必要となります。

なお、この特例は通常の医療費控除との併用はできません。

## ◎その他の控除について

・住宅借入金等特別控除をお忘れなく

個人が住宅ローンを利用してマイホームを新築、購入、また

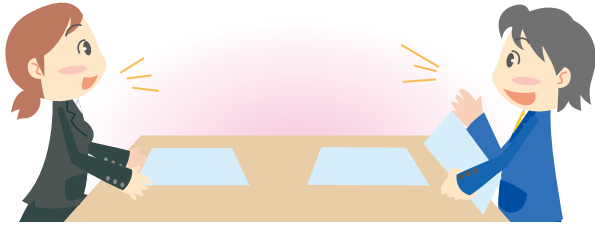
は増改築をした場合、一定の要件を満たすときは、最大10年間所得税や町県民税の控除を受けることができます。控除を受けるためには確定申告を行う必要がありますので、事前に必要書類等をご確認ください。なお、給与所得者は控除2年目以降、年末調整で控除を受けることにより確定申告が不要となります。

## ・社会保険料控除

自分や自己と生計を一にする家族の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から天引きされている分は年金受給者本人以外の所得からは控除できません。

申告の際、国民年金保険料については年金保険者（日本年金機構等）から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお持ちください。国民健康保険税については「年間納付額のお知らせ」を1月中旬に送付しますので、併せてご利用ください。

その他申告に関する詳細については、町税務課および各支所にて「申告の手引き」を用意していますのでお申し付けいただくか、町税務課までお問い合わせください。



## 申告書には マイナンバーの記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、申告の際は、申告書へのマイナンバー記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりました。

なお、マイナンバーの記載ができない場合や本人確認書類が準備できない場合でも申告は受け付けますが、法令により記載していただく義務がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

申告会場へお持ちいただく書類例は次のとおりです。

### ◎本人の申告をする場合

- ・「番号確認」…マイナンバーカード、通知カードなど
- ・「身元確認」…運転免許証、健康保険証、源泉徴収票など

※マイナンバーカードは1枚で「番号」「身元」のどちらも確認可能です。

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は通知カードと、「身元確認」から1種類、計2種類で確認を行います。(通知カードと健康保険証の組み合わせなど)

### ◎本人以外の申告をする場合

- ・「番号確認」…申告対象者のマイナンバーカード、通知カードなど。写し可。
- ・「代理権の確認」…申告対象者の健康保険証、源泉徴収票など。
- ・「代理人の身元確認」…代理人の運転免許証、健康保険証など。

## 宮古税務署からのお知らせ

### ◎税務署に確定申告書作成会場を開設します

宮古税務署では、手引きやパソコンを利用してご自身で申告書を作成してもらう申告書作成会場を開設します。なお、会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

また、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)に「確定申告書等作成コーナー」がありますので、ご自宅での申告書作成にご利用ください。  
▽期間 2月16日(金)～3月15日(木)  
午前9時～午後4時(提出)

は午後5時まで)  
※土・日曜日、祝日は開設しません。

▽場所 宮古合同庁舎4階会議室(宮古市小山田)

※駐車場が混雑しますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### ◎e-Taxのご利用を

自宅からインターネットを利用して申告を行うことができる「e-Tax」をご利用ください。確定申告をe-Taxでおこなうと、「添付書類の提出省略」「還付金の受け取りがより早く」「24時間受け付け」などの利点があります。

手続き手順は次のとおりです。  
①マイナンバーカード(個人番号カード)を町民課で取得

②パソコンとICカードリーダーライタを準備

③国税庁ホームページへアクセス

④e-Tax利用開始届出書を提出(送信)

⑤電子証明書の初期登録

⑥申告書入力および送信

◆問い合わせ 宮古税務署個人課税部門(☎62-1192)

1)へどうぞ。  
※音声案内に従い、相談内容に応じた番号を選択してください。

## 平成30年度町県民税 簡易申告制度のご利用を

町では町県民税の申告に係る簡易申告を受け付けます。1月中旬に該当すると思われる方へ申告書をお送りしますので、必要書類と印鑑をお持ちになり申告するか、必要事項を記入のうえ、郵送でご提出ください。

※郵送の場合は1月30日までに町税務課へお送りください。

※簡易申告書もマイナンバーの記載が必要です。

◆該当する人 昨年1年間(平成29年1月1日から12月31日まで)の収入が次のような人

- ・収入が無かった人
- ・給与のみの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金と給与のみの場合  
65歳以上…年金収入が120万円以下で、給与収入が65万円以下の人  
65歳未満…年金収入が70万円以下で、給与収入が65万円以下の人

※年齢は平成30年1月1日現在です。税金の計算の対象となる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含まれません。

### ◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月25日(木)	豊間根生活改善センター	午前9時
1月26日(金)	船越防災センター	～正午
1月29日(月)	役場町民ホール(1階)	午後1時
1月30日(火)		～3時

※例年、午前中は大変混雑し待ち時間が長くなる傾向となっておりますので、ご了承ください。

※申告書の送付はあくまで前年の申告内容を参考にしています。申告書が送付されなくても、平成29年中の収入が左記の条件に該当する方は簡易申告を行うことができます。

### ◎所得の無い人も申告が必要です

昨年1年間所得が無かった人や、収入が少なく所得税や町県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額算定▶所得証明書や課税証明書の交付▶公営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定のため簡易申告が必要です。なお、申告をしなかった場合には、国民健康保険税の軽減措置を受けることができませんのでご注意ください。